

厚岸町告示第12号

厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年厚岸町条例第1号）第6条第1項の規定に基づき株式会社厚岸味覚ターミナルを指定管理者に指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月16日

厚岸町長 三浦克



記

- 1 施設の名称 厚岸味覚ターミナル・コンキリエ
- 2 指定管理者 住所 厚岸町住の江2丁目2番地
氏名 株式会社厚岸味覚ターミナル
- 3 業務の範囲
 - (1) 厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例（以下「条例」という。）第3条各号に掲げる事業に関する事。
 - (2) 条例第8条の利用の許可に関する事。
 - (3) 施設及び設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他町長が定める業務
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで